

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)</p> <p>第13条 法第48条第1項から第13項まで、<u>法第51条</u>、<u>法第52条</u>第1項若しくは第2項、<u>法第53条</u>第1項、<u>法第54条</u>第1項、<u>法第55条</u>第1項、<u>法第56条</u>第1項、<u>法第56条</u>の2第1項、<u>法第59条</u>第1項若しくは第2項、<u>法第61条</u>又は<u>法第62条</u>第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存建築物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第13項まで又は<u>法第51条</u>の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地又は現に築造、修繕若しくは模様替の工事中の製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存製造施設等工作物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第1項ただし書、<u>法第44条</u>第1項第2号若しくは第4号、<u>法第47条</u>ただし書、<u>法第51条</u>ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、<u>法第52条</u>第10項、第11項若しくは第14項、<u>法第53条</u>第5項第3号、<u>法第53条</u>の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、<u>法第55条</u>第3項各号、<u>法第59条</u>第1項第3号若しくは第4項、<u>法第59条</u>の2第1項、<u>法第68条</u>の3第4項又は<u>法第68条</u>の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出)</p> <p>第13条 法第48条第1項から第14項まで、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条又は第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存建築物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第14項まで又は第51条の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地又は現に築造、修繕若しくは模様替の工事中の製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存製造施設等工作物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>

[略]

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3～9 [略]

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書若しくは第13項ただし書又は法第51条ただし書の規定による工作物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

11～13 [略]

[略]

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3～9 [略]

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書の規定による工作物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十七号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

[略]

11～13 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。